

# 熱損失防止（省エネ）改修等住宅に係る 固定資産税減額措置申請について

令和13年3月31日までに、熱損失防止(省エネ)改修等工事が行われた住宅について、完了年の翌年度分(改修工事完了日が1月1日の場合はその年度分)の家屋の固定資産税が減額されます。(都市計画税については減額されません。)

減額要件は以下のとおりとなります。

申告書と添付書類を税務課資産税係まで提出してください。

## (1) 住宅要件

- ①平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）
- ②改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること  
(併用住宅の場合、改修後の居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること)

## (2) 熱損失防止改修等工事要件

- 熱損失防止改修等工事を行っていること
  - ①窓の改修工事（二重サッシ化・複層ガラス化）※必須
  - ②天井の断熱工事    ③床の断熱工事    ④外壁の断熱工事
  - ⑤太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システム設置工事
- 熱損失防止改修等工事費用が60万円を超えていること（補助金等を除く）  
(上記①から④に該当する断熱改修工事費用が60万円を超えていること、又は①から④に該当する工事費用が50万円を超えており、かつ⑤に該当する設置工事費用と合わせて60万円を超えていること)

## (3) 申請期間    改修後工事完了日から3か月以内

## (4) 減額の内容

改修工事対象家屋について、翌年度の固定資産税の3分の1が減額されます。

(長期優良住宅の認定を受けた改修の場合、3分の2が減額されます。)

※1戸あたり120㎡相当分までが限度になります。

※耐震改修等（バリアフリーを除く）減額処置と同時に適用できません。

## (5) 添付書類

- ①納税義務者の住民票の写し（※市内居住者は不要）
- ②補助金等を受けている場合、その給付が確認できる書類
- ③工事費用の領収書
- ④増改築等工事証明書
- ⑤長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類（該当する場合のみ）

## (6) その他

- ・必要に応じて、職員が現地確認を行うことがあります。
- ・個人番号等の届出について、詳しくは別紙「個人番号・法人番号の取扱いについて」を参照してください。

問い合わせ先  
渋川市役所 税務課 資産税係  
住所：〒377-8501 渋川市石原80番地  
電話：0279-22-2189（直通）